

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ 平成26年4月から国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

●問合先 日本年金機構 土浦年金事務所 ☎029-824-7121 (資格・納付・免除に関すること)
日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。これまでは、さかのぼって免除申請ができる期限は申請時点の直前の7月（学生納付特例の申請は4月）まででした。平成26年4からは法律が改正され、保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1か月前までの期限）までさかのぼって免除申請ができるようになりました。

また、失業等の特例免除の対象期間も拡大され、これまでは申請時点の前年度の4月以降に失業等の理由があることが条件となっていました。平成26年4月からは、失業等のあった月の前月から失業等があった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになりました。

◆学生納付特例および免除・猶予の申請可能期間と審査される前年所得（平成26年4月時点）

年度	審査の対象となる前年所得	学生納付特例の申請可能な期間	免除・猶予が申請可能な期間
H23	H22 年中所得	H24 年 3 月	H24 年 3 月～6 月
H24	H23 年中所得	H24 年 4 月～H25 年 3 月	H24 年 7 月～H25 年 6 月
H25	H24 年中所得	H25 年 4 月～H26 年 3 月	H25 年 7 月～H26 年 6 月
H26	H25 年中所得	H26 年 4 月～H27 年 3 月	H26 年 7 月～H27 年 6 月

* 学生納付特例は、申請者本人の所得が審査対象。学生証または在学証明書の提示が必要

* 免除は申請者・配偶者・世帯主が、猶予は申請者および配偶者が所得審査の対象になります

* 平成26年度（平成26年7月～平成27年6月）の申請は平成26年7月以降の受付となります

◆失業等の特例免除の申請が可能な期間（平成26年4月時点）

失業等の事由が発生した年	特例免除の申請が可能な期間
H22 年（1 月～12 月）	H24 年 3 月～6 月
H23 年（1 月～12 月）	H24 年 3 月～H25 年 6 月
H24 年（1 月～12 月）	失業等の前月～H26 年 6 月
H25 年（1 月～12 月）	失業等の前月～H27 年 6 月

○失業等の事由が発生した年は、離職日の翌日が属する年になります。

○失業等の特例申請をするときは雇用保険離職票、雇用保険受資格者証等が必要です。

◆平成26年度中に免除申請期限が到来する保険料

納付期限から2年を経過すると時効により免除の申請ができません。

保険料	納付期限	免除申請期限日	保険料	納付期限	免除申請期限日
H24 年 3 月分	H24/5/1 (火)	H26/5/1 (木)	H24 年 10 月分	H24/11/30 (金)	H26/11/28 (金)★
4 月分	5/31 (木)	5/30 (金)★	11 月分	H25/1/4 (金)	12/26 (金)★
5 月分	7/2 (月)	7/2 (水)	12 月分	1/31 (木)	H27/1/30 (金)★
6 月分	7/31 (火)	7/31 (木)	H25 年 1 月分	2/28 (木)	2/27 (金)★
7 月分	8/31 (金)	8/29 (金)★	2 月分	4/1 (月)	4/1 (水)
8 月分	10/1 (月)	10/1 (水)	3 月分	4/30 (火)	4/30 (木)
9 月分	10/31 (水)	10/31 (金)	★納付期限の2年後が休日等のため、申請期限は直近の平日		

《ご注意ください》2年1か月前までさかのぼって免除等の申請をすることができますが、申請が遅れると万一障がいを負った際に障害年金を受けられないなどの恐れがありますので、速やかに申請してください。また、申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。詳しくは、日本年金機構 土浦年金事務所へお問い合わせください。